平成２２年（フ）第５４号
兵庫県西脇市黒田庄町津万井309番地の１
債務者　小林　朋子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１７６号
香川県高松市伏石町2039番地43
債務者　津嶋　智久
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１７７号
香川県高松市伏石町2039番地43
債務者　津嶋　奈美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１９８号
香川県木田郡三木町大字井上2791番地
債務者　来田　修一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４７号
香川県高松市牟礼町牟礼140番地　県住15―505
債務者　岩佐　直美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷420番地21　ハイネス102
債務者　高橋　正則
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３０号
長崎県長崎市辻町４番25号　片岡アパート307号室、旧住所長崎県長崎市大園町９番11―1207号
債務者　岩松　好信
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３５号
長崎県長崎市青山町13番26号　ユタカコーポ203、住民票上の住所長崎県長崎市三重町364番地
債務者　大道　信彦
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷191番地５、旧住所長崎県長崎市立岩町22番１―205号
債務者　井手　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７９号
長崎県長崎市小峰町２番１―605号
債務者　堤　　良明
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
長崎県大村市片町39番地18　片町コーポ203号、前住所長崎県大村市東本町586番地　サクラビル２Ｆ
債務者　食宇田川こと　宇田川　浩
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
長崎県大村市古賀島町138番地９、前住所長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ713号
債務者　佐藤眞理子（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
長崎県諫早市城見町46番21号　メンバーズヒル106―203号、前住所長崎県諫早市幸町79番45―205号
債務者　江﨑　元隆
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
長崎県大村市松並２丁目1210番地１
債務者　永田　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
長崎県諫早市小野島町2570番地３、前住所長崎県南高来郡深江町丙1043番地１
債務者　山﨑麻衣子（旧姓武次）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
長崎県諫早市平山町195番地２　ハイツ大川101
債務者　塚田　里美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
香川県綾歌郡宇多津町231番地　県営住宅31―１
債務者　太田　真理
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部